

官報 号外

平成二十九年五月十二日

○第百九十三回 参議院会議録第二十二号

平成二十九年五月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成二十九年五月十二日

午前十時開議

第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(衆議院提出)

第三 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 農業競争力強化支援法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
日程第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

平成二十九年五月十二日 参議院会議録第二十二号

まず、委員長長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業の代行等の措置を講ずるとともに、公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣に關して必要な事項等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、特定復興再生拠点区域の整備の在り方、避難している児童生徒に対するいじめ対策への取組、避難指示区域外からの避難者に対する支援の在り方、福島イノベーション・コースト構想の今後の取組方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の岩淵委員より反対、民進党・新緑風会の舟山委員より賛成、希望の会(自由・社民)の山本委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案、平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し十八項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百十五
反対 二十一
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長有田芳生君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び

〔有田芳生君登壇、拍手〕

○有田芳生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長について、その任期の特例を定めようとするものであります。委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一君から趣旨説明を聴取した後、今回の立法措置により任期を短縮させる理由と妥当性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百二十四
反対 十四
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び

○議長(伊達忠一君) 日程第三 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(増子輝彦君登壇、拍手)

○増子輝彦君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における気象条件の変化に対応し、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧に係る国土交通大臣などによる権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中小河川等に係る防災対策の在り方、大規模氾濫減災協議会の役割及び運用方法、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第四 農業競争力強化支援法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長渡辺猛之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(渡辺猛之君登壇、拍手)

○渡辺猛之君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、農業生産関連事業の再編等を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、政府に対し、農業者等の努力義務、本法律案と農協改革との関係、農業所得の向上効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して田名部委員より反対、日本共産党を代表して紙理事より反対、希望の会

(自由・社民を代表して森委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がございました。順次発言を許します。舟山康江君。

(舟山康江君登壇、拍手)

○舟山康江君 民進党・新緑風会の舟山康江です。

私は、会派を代表して、たいだいま議題となりました農業競争力強化支援法案に反対の立場から討論を行います。

本法案の基になった農業競争力強化プログラムは、TPP対策として策定された総合的なTPP関連政策大綱の中で検討項目となっていたものについて、その検討の結果を取りまとめたものです。すなわち、本法案はTPPが発効した状況下の我が国農業を前提にしているものであります。

しかし、トランプ大統領がTPP離脱の大統領令に署名をしたことにより、アメリカのTPP参加はほぼ絶望的、つまり国会で承認されたTPPは終わりました。つまり、TPPを前提とした本法案は立法事実を既に失ったわけでありまして、取り下げるべきであります。

ちなみに、この農業競争力強化プログラムに示された内容は、規制改革推進会議農業ワーキング・グループが提案した内容とはほぼ同一のものであります。つまり、政府の政策に、議員や国会の声よりも、民間委員をメンバーとした会議の提案がそのまま採用されている、民間委員に政策の骨格が決められている、これが現実です。

このように、経緯、背景からして成立を許すことはできないものでありますが、内容についても具体的な問題点があります。以下指摘します。

第一に、法案の趣旨、目的とその内容に整合性がないことです。

そもそも、山本農林水産大臣は、本法案の提案理由として、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処するためと説明されています。しかしながら、第五条において、農業者の努力義務規定を規定されています。農業者は本法案が目指すところの構造改革の直接の対象とはなっていない中で、目的外の農業者の努力義務を規定すること自体、法目的との整合性が取れていません。当然、削除すべきです。

第二に、農業者団体についても努力義務規定が設けられており、国が農協系統組織に改革を迫る根拠になるのではないかと強く懸念されております。

本法案の基になった農業競争力強化プログラムにおいては、全農に対し、自己改革のための年次計画や数値目標を公表することを求め、政府はフォロアップを行うとしています。山本大臣は、農協改革はあくまで本法案の枠外と答弁されましたが、第十六条で、農協を含む農業生産関連事業者が行う農業資材の供給や農産物流通の状況について、政府は調査を行った上で必要な措置を講ずるとしています。審議の中では、その必要な措置には規制の見直しも含まれ、その場合には強制力も伴うとのことでした。

自主自立、現場からの自治を旨とする協同組合である農協組織に上から統治機構が介入する根拠を与えるという意味でも本法案を成立させてはなりません。

第三に、種子生産の在り方です。種子は戦略物資であり、とりわけ米、麦、大豆の主要農産物については、その開発、管理、安定供給に関し、国や都道府県などの公的機関が責任

を持って行うべきであり、これまで法律に基づいてその体制を維持してきました。

ところが、今国会において政府は、種子供給体制を支えてきた主要農作物種子法を廃止する法律案を提出し、成立させてしまいました。さらに、本法案では、都道府県等有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する施策を規定しています。公的機関を裸にし、アグリビジネスを含めた私企業を優先することで、国内の安定的な種子供給体制の崩壊や優良品種の国外流出を招き、我が国の食料安全保障に悪影響を及ぼすおそれがあります。

第四に、資材価格を引き下げするために、農業生産関連業界について、事業再編又は事業参入を促進する点です。

肥料などの農業資材は、農業者のニーズにきめ細かく対応するために多様な銘柄が販売されています。国がこれらを生産性が低いとして安易に切り捨ててよいものでしょうか。また、農業資材事業の再編によって寡占化が進めば、価格はかえって上昇する懸念があります。そもそも、利用者は自らの経営判断で資材を選んでいきます。大きなお世話です。そして、これらの措置が本当に農業者の所得向上につながるのか、どのくらい資材価格が下がるのか、審議の過程でも全く明らかにされませんでした。

第五に、政策決定の在り方についての問題です。

安倍政権の農政改革は、その内容も問題ですが、決定プロセスにも大きな問題を抱えています。農政改革を行うためには、所管省庁である農林水産省に置かれた審議会等の場において、生産や流通の現場関係者、農業関係団体、地方公共団体、学識経験者など、農業の現状と課題に精通した専門家が参画する中、行政の所管部局を交えて検討が行われるのが本来あるべき姿だと思えます。

ところが、安倍政権においては、規制改革推進会議、未来投資会議、国家戦略特区諮問会議といった、官邸主導の体制の下、市場原理主義を振りかざす、どの会議も同じような顔ぶれの、少数の有識者と呼ばれる人が議論をリードする中、全てが決定されています。ここに、農政を所管する農林水産省は、呼び出されることはあっても主体的に参画することはありません。山本大臣、こんななめられた状況でいいのでしょうか。

こうした体制下では、農業に関する正確な情報や政策的知見が提供されることもなく、過去の経緯や問題の本質を踏まえた奥行きのある議論を期待することはできません。この点について、農林水産委員会において与党議員からも大変厳しい指摘があったことを付言いたします。

そして、そこで決められたが最後、結論だけが提示され、各省には有無を言わず、その実施を要求しています。その上、国会からの資料要求に對しても、政府は非常に後ろ向きです。

森友学園や加計学園の件に関する疑念がいつまでも晴れないのは、官邸主導の上から目線の政策決定プロセスと情報隠蔽、非公開姿勢に原因があります。とりわけ、国家戦略特区で特例的に加計学園による獣医学部の設置が決めた件については疑問だらけです。

まず、獣医学部については、学校を所管する文部科学省も、獣医師を所管する農林水産省も、獣医師の需給から学部新設の必要がないと一貫して主張していたにもかかわらず、あつという間に設置が決まったのはなぜか。そして、京都産業大学からも具体的な計画をもって獣医学部の設置の要望が出されていたのに、そのヒアリングの僅か三週間後、京都を外すかのごとく、獣医学部の空白区域に限り地域限定したのはなぜか。さらに、それらはいつどこで誰が決めたのか。これさえ明らかにならなければなりません。まさか、理事長が総理の腹心の友だったからではないと思いたすけれど

も、プロセスも理由も分からない中で余りに早い対応に、何らかのそんたくや配慮があったのではないかとこの疑念を持たざるを得ません。

そもそも、国家戦略特区は、これまでの制度の必要性を無視し、特例でどんな穴を開けていくというのですが、特例の決め方も、その特例を利用する事業者の選定方法も、不透明極まりないのです。例えば、高額医療機器を導入する際に、ある特区で認められた事業者に限って特別償却の税制特例を受けられる、このようなものであります。言った者勝ちでしょうか。これまでの現場の議論の積み上げを無視したこのような不透明な制度そのものを見直すべきであります。

皆さん、そろそろこの国の政策決定の在り方を見直す時期が来ているのではないのでしょうか。国会が余りにも軽視されています。与党の皆さんも物が言えない状況に押しやられているのではないのでしょうか。ただいま指摘させていただいたように、今、我が国の政策決定は、農政に関する案件のみならず、全てにおいて、官邸直属の、民間人を委員とする会議体が、現場の議論を飛び越えて、今の政策を否定し、一方的な提言を行い、方向性を決めています。

農業者は、農業生産と併せて、消防団活動やPTA活動などの地域活動を支える担い手であり、伝統や文化の継承者であり、お金に換えられない皆さんの役割を果たしています。効率化を追求する企業にこれらの役割を果たすことは必ずしも期待できません。多面的な役割を含めて地域農業の在り方を考え、支えるための施策を考えるのが現場を知る私たち国会議員の役割です。

今必要なのは、いたずらに競争をおおるのではなく、再生産を可能にする所得補償制度や、農業、農村の多面的機能を評価する直接支払であり、相互扶助の精神です。誰かが独り勝ちするのはなく、一人が万人のために、万人が一人のために。

現場や地方の暮らしを理解しない人々の提言から生まれた本法案は……

○議長(伊達忠一君) 時間が経過しています。簡単に願います。

○舟山康江君(純) このような農業、農村の在り方を崩壊させるものであり、決して成立させてはならないことを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○議長(伊達忠一君) 紙智子君。

〔紙智子君登壇、拍手〕

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農業競争力強化支援法案に反対する討論を行います。初めに、TPP、環太平洋連携協定について一言述べます。

安倍首相は、アメリカがTPPから離脱した下でも、アメリカ抜きでTPPはあり得ない、アメリカ力を説得して戻してもらえようように努力すると繰り返してきました。しかし、最近になって、米国が抜けるわけだから新たにクリエーティブに考えていく必要があるとTPPに固執し、十一か国によるTPP発効を日本が主導すると言っています。

多くの国民や野党は、日本の経済主権や食料主権を脅かすから反対をしていたのです。その声を受け止めず、全く反省のない行為に断固抗議するものです。

さて、日本農業新聞のモニター調査において、安倍農政を評価するのは三〇%にとどまり、農家や生産現場の声より経済界の声を重視し評価できないが七五%に達しました。農林水産大臣に見解を求めたところ、やがて不人気も挽回できるのではないかと、期待しているなどと現実と乖離した答弁でした。

今の農政で本当に挽回できるのでしょうか。委員会質疑において与党議員から、農業競争力強化支援法ではなくて脅迫法じゃないかという指摘が

ありました。国民どころか与党内からも異論が出るのは、その政策決定に問題があるからです。農業者、農村地域よりも経済界や規制改革推進会議の意向に沿う農政に未来はありません。以下、農業競争力強化支援法案に反対する理由を述べます。

反対する第一の理由は、自主的な農業団体の活動に介入するものだからです。

本法案は、第四条で農業団体に努力義務を課し、第十六条で、政府は五年ごとに施策の在り方を検討、チェックし、追加的な措置を講ずるとしています。また、第十三条は、農業者に協同組合の共同販売よりも直接販売を促進し、誘導しようとしています。

本法案は、規制改革推進会議が全農をターゲットにして、意に沿わなければ第二全農を求めた農協改革に関する意見に沿って提出されたものであり、自主自立の協同組合への過剰な介入は容認できません。

第二の理由は、農業者の営農事業に介入するものだからです。

本法案は、第五条で農業者に努力義務を課しています。農業者の自由な営農事業に、経営改善と称して上から目線で縛りを掛ける必要はありません。農業者からは見下されているようだと意見があり、与党議員からは削除を求める要求が出されています。参考人からは、農業者の努力で解決できない問題があると言いつつ指摘があまりありません。本法案で支援を受けるのは農業生産関連事業者です。支援を受けない農業者への介入は認められません。

第三の理由は、政府が進める農業生産関連事業の再編が農村地域の経済と雇用を崩壊させかねない危険性があるからです。質疑を通じて、政府が策定する農業生産関連事業の再編指針は、規制の改正やEPAやFTAな

ど貿易ルールに合わせた変更することが明らかになりました。総理が進める岩盤規制の打破や農産物の更なる自由化に合わせたら、農業を基幹産業と位置付ける地方自治体の地域振興計画や地域経済、雇用に重大な影響を与えることは明らかです。

農業生産関連事業者を再編するのは、生産コスト、流通コストを削減するためだと言います。しかし、業界再編、事業参入を促進すれば農業機械等の独占価格はどの程度下がるのかと聞いたところ、どの程度下がるか見込むことは困難だという答弁でした。農産物価格の買いたたきはなくなるのかと聞いたところ、不公正な取引は公正取引委員会等が監視するという答弁にとどまり、本法案が農産物価格の買いたたきを防止する効果がないことが明らかとなりました。

競争力を持たない農業者は、大手企業に対抗し農業者の生活を守るために協同組合をつくり、共同購入や共同販売を進めてきたのです。この活動こそ支援すべきです。我が党は、資材価格の引下げを進め、農産物価格の買いたたきを防止するために一貫して是正を求めてきました。実効ある対策が求められています。

南北に長い日本では、地域の気候や土壌条件を踏まえて、地域に根差した中小メーカーと農業者は協力しながら品質のいい農産物を作り、消費者の利益の増進、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきました。参考人からは、地域で日常的に顔が見える、実際に顔を突き合わせて資材を買ったり機械を扱ってもらったり農産物を出すところを相談する、こうした人たちも含めて地域の大事な構成員だと言いました。

それなのに、本法案の第三十二条は、業界再編によって中小メーカーで働く労働者を解雇、首切りすることもあるから国は就職をあつせんするなどと言います。農業者にとって大切な従業員をなぜ解雇する必要があるのですか。農業を基幹産業

と位置付ける自治体にとつては、農業の振興と地域の農業を支えてきた農業関連企業の発展は一体のものであります。業界再編と称してリストラを迫れば、地域経済と雇用に大きな影響が出るのは明らかです。

第四の理由は、国民の共有財産であり戦略物資である種子、種苗の知見が国外に流出する可能性があり、日本の食料主権を脅かすもので、断固認めるわけにはいきません。

質疑において、政府は、種子、種苗の知見が国外に流出した場合に損害賠償を求めると答えましたが、事後対策であり、流出防止策にはなりません。

本法案に先立って、主要農作物種子法が廃止されました。その理由は、都道府県が開発した品種は民間企業が開発した品種より安く提供することが可能だから、競争条件が同等でないというものでした。種子法を廃止してから、政府はその後、資料を提出しましたけれども、その中で、小麦は公的機関が育成した品種の三十キロ当たりの価格が七千六百五十円で、これは民間企業の価格と同額だったんです。大豆は、民間企業の価格は出てきませんでした。まともな調査もせず、根拠のない答弁をして国会審議を軽視したことに強く抗議するものです。

最後に、本法案は、食料自給率の向上や地域における農業振興の拡充とは相入れず、日本の農業の発展につながりません。農業政策の基本は、食料主権を確立し、国民への安定的な食料供給のために、三九%、この今の食料自給率を向上させることをしっかりと柱に据える必要があります。

参考人からは、農家の戸別所得補償制度の復活や、欧米先進国や韓国では当たり前行われている直接所得支払政策を求める意見が出されました。私たち日本共産党は、持続的な農業経営を実施

するための価格保障や所得補償制度を確立すること、そして、家族経営を維持し、規模の大小を問わず担い手を育成し、農地の保全を図ることなどを提案をしています。国民との協力、共同を発展させ、それを何としても実現をさせるために頑張ることを決意を申し上げ、討論いたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 百六十六
反対 七十二
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第五 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長森まさこ君。
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森まさこ君登壇、拍手〕

○森まさこ君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土壤汚染に関する適切な管理を推進するため、土壤汚染状況調査の実施契機の拡充を図るとともに、都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善、有害物質使用特定施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地を拡大する意義、臨海部を念頭に置いた規制の一部合理化により汚染土壤の拡散を招かないことの重要性、改正法施行に向けた地方自治体等に対する支援の必要性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の武田委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七

賛成 二百二十一

反対 十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員
高木かおり君 矢倉 克夫君 片山 大介君 里見 隆治君 石井 苗子君 高瀬 弘美君 今井絵理子君 清水 真之君 佐々木さやか君 平木 大作君 浅田 均君 秋野 公造君 若松 謙維君 石井 正弘君 東 徹君 山本 博司君 石川 博崇君 末松 信介君 片山虎之助君 渡辺 喜美君 山本 香苗君 西田 実仁君
杉 久武君 井原 巧君 三浦 信祐君 小川 克巳君 伊藤 孝江君 熊野 正士君 藤巻 健史君 宮崎 勝君 河野 義博君 大沼みずほ君 儀間 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 中西 健治君 石井 章君 長沢 広明君 横山 信一君 野上浩太郎君 室井 邦彦君 浜田 昌良君 谷合 正明君 山口那津男君

魚住裕一郎君 大野 泰正君 滝沢 求君 小野田紀美君 佐藤 啓君 徳茂 雅之君 朝日健太郎君 足立 敏之君 渡辺美知太郎君 太田 房江君 古賀友一郎君 酒井 庸行君 高野光二郎君 赤池 誠章君 渡辺 猛之君 藤川 政人君 中西 祐介君 松村 祥史君 磯崎 陽輔君 有村 治子君 岡田 直樹君 鶴保 庸介君 平野 達男君 山谷えり子君 愛知 治郎君 吉田 博美君 元榮太一郎君 山口 和之君 松川 るい君 藤木 眞也君 山田 宏君 井上 義行君 渡邊 美樹君 高橋 克法君 柘植 芳文君 中泉 松司君 二之湯武史君 高階恵美子君
丸川 珠代君 島田 三郎君 豊田 俊郎君 こやり隆史君 進藤金日子君 自見はなこ君 青山 繁晴君 和田 政宗君 石田 昌宏君 北村 経夫君 上月 良祐君 島村 大君 塚田 一郎君 江島 潔君 三原じゅん子君 長谷川 岳君 牧野たかお君 水落 敏榮君 片山さつき君 二之湯 智君 山本 順三君 衛藤 晟一君 藤井 基之君 宮沢 洋一君 関口 昌一君 三木 亨君 宮島 喜文君 伊波 洋一君 中西 哲君 糸数 慶子君 そのだ修光君 阿達 雅志君 吉川ゆうみ君 滝波 宏文君 堂故 茂君 長峯 誠君 羽生田 俊君 大家 敏志君

宇都 隆史君 岩井 茂樹君 石井 浩郎君 松山 政司君 西田 昌司君 猪口 邦子君 福岡 資麿君 橋本 聖子君 岡田 広君 武見 敬三君 林 芳正君 木村 義雄君 薬師寺みちよ君 木戸口英司君 青木 愛君 松沢 成文君 森 ゆうこ君 山下 雄平君 杉尾 秀哉君 磯崎 哲史君 舞立 昇治君 宮本 周司君 川合 孝典君 斎藤 嘉隆君 山田 俊男君 中野 正志君 野田 國義君 牧山ひろえ君 佐藤 正久君 中山 恭子君 小林 正夫君 浜野 喜史君 鴻池 祥肇君 中曾根弘文君 蓮 舫君 羽田雄一郎君 平山佐知子君 山添 拓君
上野 通子君 磯崎 仁彦君 青木 一彦君 石井 準一君 野村 哲郎君 松下 新平君 石井みどり君 中川 雅治君 金子原二郎君 山本 一太君 柳本 卓治君 溝手 顕正君 行田 邦子君 山本 太郎君 福島みずほ君 山田 修路君 森屋 宏君 堀井 巖君 三宅 伸吾君 石橋 通宏君 大野 元裕君 森 まさこ君 丸山 和也君 川田 龍平君 風間 直樹君 佐藤 信秋君 古川 俊治君 足立 信也君 藤田 幸久君 山崎 正昭君 尾辻 秀久君 山東 昭子君 芝 博一君 伊藤 孝恵君 矢田わか子君 宮沢 由佳君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(衆第一四号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
米軍の戦闘作戦行動における在日米軍基地の使用同意等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九七号)

米国の空母カール・ビンソン打撃群の派遣と国際連合憲章の関係等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九八号)

環境基本法の観点に立脚した六ヶ所再処理工場の在り方に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第九九号)

内閣と憲法改正との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇〇号)

内閣総理大臣と憲法尊重擁護義務に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇一号)

安倍内閣の憲法改正の必要性の認識に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇二号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
小野田紀美君 補欠 野上浩太郎君

総務委員
野上浩太郎君 補欠 野上浩太郎君

文教科学委員
羽田雄一郎君 補欠 伊藤 孝恵君

厚生労働委員
野上浩太郎君 補欠 小野田紀美君

農林水産委員
櫻井 充君 補欠 宮沢 由佳君

経済産業委員
宮沢 由佳君 補欠 櫻井 充君

国土交通委員
青山 繁晴君 補欠 世耕 弘成君

伊藤 孝恵君 補欠 羽田雄一郎君

環境委員
世耕 弘成君 補欠 青山 繁晴君

決算委員
中西 哲君 補欠 松川 るい君

議院運営委員
松川 るい君 補欠 中西 哲君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
宮崎 勝君 補欠 谷合 正明君

政府開発援助等に関する特別委員
山添 拓君 補欠 井上 哲士君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギーに関する調査会委員
太田 房江君 補欠 赤池 誠章君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
水防法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

農業競争力強化支援法案(閣法第二二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一〇六号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

審査報告書
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月十日
東日本大震災復興特別委員長 櫻井 充

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業の代行等の措置を講ずること

もに、公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣に必要事項等を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二十九年東日本大震災復興特別会計予算において、福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費百八十一億六千九百九十九千円の内数として計上されているほか、特定復興拠点整備事業費として三百八億六千五百万円が計上されている。また、平成二十九年一般会計予算(経済産業省所管)において、国際機関等派遣職員給与三億三千三百万円の内数として計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を表明した以上、年間積算積算量二十ミリシーベルト以下を達成した上で、帰還困難区域の全ての避難指示解除の実現に向けては、被災自治体の意向を十分に尊重するとともに、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域における除染費用の負担の在り方について、国民的な議論によって検討を行うこと。
- 二 除染を含む特定復興再生拠点区域の整備を国の負担の下で行うことについて、広く国民の理解を得るための、より丁寧な説明を継続して行うこと。
- 三 特定復興再生拠点区域の認定に当たっては、拠点区域の柔軟な設定を認めるなど、市町村の実態を踏まえた運用を図った上で、拠点整備の前提となる除染及び廃棄物の処理等を国が責任

を持つて対応すること。また、拠点整備を迅速に進めるため、計画策定段階から市町村を支援し、国による事業代行制度の活用を十分図るとともに、より多くの事業者が課税の特例等の適用を受けられるよう配慮すること。

四 特定復興再生拠点区域等の除染等において、除去土壌等を飛散させるなどの不適正な作業が行われることがないよう、監視・監督の強化を図ること。また、除染等の措置に係る業務の発注に当たっては、反社会的勢力の介入や談合などの不適切な入札等が行われないよう必要な対策を講ずること。

五 避難指示解除は復興の出発点であるとの認識の下、JR常磐線早期全線復旧やインターチェンジ新設を含む常磐自動車道四車線化の早期実現等のインフラ整備、地域医療・介護・福祉等の人材確保、魅力ある教育環境など、帰還する住民に不可欠となる生活環境の整備を加速化するにも迅速かつ確実に対応すること。また、原子力被災十二市町村における地域公共交通を確保して児童生徒も含めた住民の円滑な帰還につなげるため、交通事業者の安定的な事業運営が可能となるよう配慮すること。さらに、福島復興再生の前提である、中間貯蔵施設及び特定廃棄物の埋立処分事業について、国が責任を持つて着実に実施すること。

六 原子力被災十二市町村の事業・生業の再建及び営農再開への支援については、法定化される公益社団法人福島相双復興推進機構を通じて福島県や市町村等と連携しながら一層強化すること。また、原子力被災十二市町村の官民一体となった復興まちづくりを推進するため、帰還環境整備推進法人制度の積極的な活用を促すなど、市町村に寄り添った支援を行うこと。

七 浜通り地域の再生のための「福島イノベーション・コースト構想」の具体化に当たっては、政府全体での一層の連携強化を図るとともに、国・県及び産学官の連携推進、地元企業の参画促進、国内外の専門家の受入れ並びに人材育成などの各種取組を進めるとともに、国内外の産業界、学術機関等への周知や協力要請、財政上の措置を含め総合的な支援措置を講ずること。

八 根強く残る福島県産農林水産物の風評被害払拭のため、国が行う流通実態調査について、福島県や地元関係団体等と緊密に連携して取り組み、その結果を踏まえた効果的な措置を講ずるほか、生産から流通、消費に至るまでの総合的な対策を確実に実施すること。また、東日本大震災から六年が経過し、未曾有の複合災害に見舞われた福島県の記憶を風化させないための必要な施策を継続的に講ずること。

九 震災から六年たった今、改めて放射線リスクについての正確で分かりやすい情報発信と理解の促進が重要となっており、これまでの取組を総点検しつつ、風評被害の払拭やいじめ防止などにも資するリスクコミュニケーション対策を抜本強化すること。

十 福島の子供に対するいじめの実態を調査し、その調査結果に基づいて、いじめ防止のための必要な対策を速やかに講ずるとともに、全国的な放射線教育を適切に実施すること等により、児童生徒のみならず原発事故避難者全てに対する偏見や差別の払拭を徹底すること。

は、政府全体での一層の連携強化を図るとともに、国・県及び産学官の連携推進、地元企業の参画促進、国内外の専門家の受入れ並びに人材育成などの各種取組を進めるとともに、国内外の産業界、学術機関等への周知や協力要請、財政上の措置を含め総合的な支援措置を講ずること。

十一 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」第一条及び文部科学省作成の放射線副読本において示されているとおり、放射線が人の健康に及ぼす悪影響について科学的に十分に解明されていないことを踏まえ、前項の実施並びに各国の最新の研究成果の把握及び県民健康調査など福島での健康影響に関する調査を

継続的に行うこと。
十二 福島復興再生基本方針を変更するに当たっては、地元の意見を丁寧に聴き、これに寄り添った対応をとること。
十三 原子力災害が長期に及ぶことを踏まえ、今後生じる様々な課題の解決に必要な施策を講ずるため、長期かつ十分な予算を確保すること。また、今なお約八万人が避難している福島県における連携強化等を図るとともに、専門的な心のケアの充実強化に努めること。

十四 避難指示区域外から避難をしているいわゆる自主避難者に対しては、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」第二条第二項において、帰還についての選択を自らの意思によつて行うことができるよう、適切に支援するものでなくてはならないとされていることを踏まえ、今後も住宅の確保に係る支援などを適切に行つていくこと。

十五 被災自治体ではマンパワー不足が常態化している中で、避難指示解除後の本格復興の推進に当たり業務量が更に増えることから、被災自治体の人的資源確保への支援措置を強化すること。

十六 住民の長期避難によりイノシシなどの野生鳥獣被害が更に深刻化していることから、現状に即した鳥獣被害対策をより一層確実に実施すること。

十七 福島県での野球・ソフトボールの開催を始めたとして、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における取組を通じて、被災地の復興の更なる加速化を図ること。
十八 復興・創生期間における復興施策の推進及び支援については、参議院からの要請に基づき、会計検査院が実施した、東日本大震災から

第二款 土地改良法等の特例等

(土地改良法等の特例)

第十七条の七 国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の二第六項の認定(第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む)を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。)(第十七条の二第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。第三項及び第五項において同じ。に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業(土地改良法特例法第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く)であつて、認定特定復興再生拠点区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。)の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものをいうことができる。

2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二項第二項第一号の事業を行う土地改良区域が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とするその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二項第二項第一号の事業を行う土地改良区域が存する

場合において」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「第五項第六項及び第七項、第七項第三項」とあるのは「第五項第四項から第七項まで、第七項第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五條第一項、第八十五條の二第一項若しくは第八十五條の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3 国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業(福島県知事が平成二十三年三月十一日以前に同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたものに限り)であつて、福島県における当該土地改良事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら行うことができる。この場合においては、当該指定のあつた日に、農林水産大臣が同法第八十七条第一項の規定により当該土地改良事業計画を定めたものとみなす。

4 第八条第四項及び第五項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第三項」とあるのは、「第十七条の七第三項」と読み替へるものとする。

5 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて国が行う次の各号に掲げる土地改良事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業(土地改良法特例法第二条第二項に規定する特定災害復旧事業を除く。)(土地改良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定した額)
二 前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業(同号に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。)(土地改良法特例法第五条第四号の規定の例により算定した額)

6 東日本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により福島県が行う土地改良事業であつて、認定特定復興再生拠点区域において行うものについては、同条第二項中「同条第十項及び」とあるのは「同条第四項及び第十項並びに」と、「同法第八十七条の二第十項」とあるのは「同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二項第二項第一号の事業を行う土地改良区域が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二項第二項第一号の事業を行う土地改良区域が存する場合において、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項」と、同条第三項中「第八十七條の二第三項から第五項まで」とあるのは「第八十七條の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替へて適用する同条第四項」とする。

(漁港漁場整備法の特例)
第十七条の八 農林水産大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の二第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十七条の十五までにおいて同じ)に基づいて行う漁港漁場整備事業(漁港管理者である福島県が管理する漁港に係る漁港漁場整備法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)(に關する工事(震災復旧代行政法第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く)であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

生拠点区域復興再生計画(第十七条の二第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十七条の十五までにおいて同じ)に基づいて行う漁港漁場整備事業(漁港管理者である福島県が管理する漁港に係る漁港漁場整備法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)(に關する工事(震災復旧代行政法第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く)であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の八第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興漁港工事」とあるのは「漁港漁場整備事業に関する工事」と読み替へるものとする。

(砂防法の特例)
第十七条の九 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事(震災復旧代行政法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く)であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

(港湾法の特例)

第十七条の十 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの(震災復旧代行法第五条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であつて、福島県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第十七条の十第一項」と、同項中「復興港湾工事」とあるのは「港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの」と読み替へるものとする。

(道路法の特例)

第十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の建設又は改良に関する工事(震災復旧代行法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であつて、当該道路の道路管理者である地方公共団体(福島県及び認定特定復興再生拠点区域をその区域を含む市町村に限る。第十七条の十四において同じ。)における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七

条の十一第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興道路工事」とあるのは「都道府県道又は市町村道の建設又は改築に関する工事」と読み替へるものとする。

(海岸法の特例)

第十七条の十二 主務大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事(震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十三条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十二第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興海岸工事」とあるのは「海岸保全施設の建設又は改良に関する工事」と読み替へるものとする。

(地すべり等防止法の特例)

第十七条の十三 主務大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事(震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であつて、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合におい

て、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十三第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興地すべり防止工事」とあるのは「地すべり防止工事」と読み替へるものとする。

(河川法の特例)

第十七条の十四 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事(震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であつて、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十四第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興河川工事」とあるのは「指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事」と読み替へるものとする。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

第十七条の十五 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事(震災復旧代行法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であつて、福島県における急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら

施行することができる。

2 第十六条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十七条の十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「復興急傾斜地崩壊防止工事」とあるのは「急傾斜地崩壊防止工事」と読み替へるものとする。

(生活環境整備事業)

第十七条の十六 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の第二項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づいて行う生活環境整備事業を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条の十六第一項」と読み替へるものとする。

(放射性物質汚染対処特措法の特例)

第十七条の十七 環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染特別地域内の認定特定復興再生拠点区域(放射性物質汚染対処特措法第二十八条第一項に規定する特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。)においては、放射性物質汚染対処特措法第三十条第一項の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に従つて、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行うことができる。

2 放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項から第七項までの規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う土壌等の除染等の措置について、放

放射性物質汚染対処特措法第四十九條第四項並びに第五十條第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理について、それぞれ準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九條第四項及び第五十條第四項中「この法律」とあるのは、福島復興再生特別措置法第十七條の十七第一項の規定と、放射性物質汚染対処特措法第四十九條第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域(同法第十七條の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）」と、放射性物質汚染対処特措法第五十條第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域」と、「除去土壌等」とあるのは「同法第十七條の二第一項第一号に規定する土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物」と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第十四條第一項に規定する汚染廃棄物対策地域内の認定特定復興再生拠点区域(放射性物質汚染対処特措法第十三條第一項に規定する対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。以下この項において同じ。)においては、放射性物質汚染対処特措法第十五條の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて、廃棄物の処理(認定特定復興再生拠点区域内廃棄物(認定特定復興再生拠点区域内の放射性物質汚染対処特措法第二項に規定する廃棄物であつて、土壌等の除染等の措置に伴い生じたものその他の環境省令で定めるものをいう。))の収集、運搬、保管及び処分に限る。次項及び第五項において同じ。)を行うことができる。

4 放射性物質汚染対処特措法第四十九條第三項並びに第五十條第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う廃棄物の処理について準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九條第三項及び第五十條第三項中「この法律」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第十七條の十七第三項の規定」と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 第一項の規定により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に要する費用並びに第三項の規定により環境大臣が行う廃棄物の処理に要する費用は、国の負担とする。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九條第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十條第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十條第三項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八條第一項中「即して」の下に「(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して)」を、「その他の避難解除等区域」の下に「(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域、第二十三條第三項第二号において同じ。)」を加え、同条第二項第二号中「なつておる区域」の下に「(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域)」を加え、同条第六項中「避難解除等区域復興再生計画の下に」(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画又は認定特定復興再生拠点区域復興再生計画又は認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)を加える。

第三十二條第三項第二号中「避難解除等区域復興再生計画」の下に「(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)」を加える。

第三十三條第一項中「この項及び次条第一項において」を削り、同条第二項第五号中「整備」の下に「(以下「帰還環境整備」という。))」を加え、同条の次に次の三條を加える。

(帰還環境整備推進法人による帰還環境整備事業計画の作成等の提案)

第三十三條の二 帰還環境整備推進法人は、避難指示・解除区域市町村の長に対し、復興庁令で定めるところにより、その業務を行うために必要な帰還環境整備事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る帰還環境整備事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(次条及び第三十三條の四において「帰還環境整備事業計画提案」という。))に係る帰還環境整備事業計画の素案の内容は、福島復興再生基本方針に基づくものでなければならない。

(帰還環境整備事業計画提案に対する避難指示・解除区域市町村の長の判断等)

第三十三條の三 避難指示・解除区域市町村の長は、帰還環境整備事業計画が行われたときは、遅滞なく、帰還環境整備事業計画(帰還環境整備事業計画)を踏まえた帰還環境整備事業計画(帰還環境整備事業計画)の素案を提案する必要があるときは、その案を作成しなければならない。

第三十三條の四 避難指示・解除区域市町村の長は、帰還環境整備事業計画提案を踏まえた帰還環境整備事業計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該帰還環境整備事業計画提案をした帰還環境整備推進法人に通知しなければならない。

第三章に次の二節を加える。

第四節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

(公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請)

第四十八條の二 避難指示・解除区域市町村の復興及び再生を推進することを目的とする公益社団法人福島相双復興推進機構(平成二十七年八月十二日に一般社団法人福島相双復興準備機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。))は、避難指示・解除区域市町村の復興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者(避難指示・解除区域市町村の区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人をいう。以下この項において同じ。))の経営に関する診断及び助言、特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、国の行政機関その他の関係機関との連絡調整その他他の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの(以下「特定業務」という。))を円滑かつ効果的に行う

ため、国の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)をいう。以下同じ。)を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則(国の職員の派遣)

第四十八条の三 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、原子力災害からの福島復興及び再生の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、当該国の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 第一項の取決めに於いては、機構における勤務時間、特定業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。第四十八条の五第一項及び

第二項において同じ。)その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならぬ。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、機構からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により機構において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、機構において特定業務を行うものとする。

7 第一項の規定により派遣された国の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第四十条の規定は、適用しない。

(職務への復帰)

第四十八条の四 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、派遣職員が機構における職員地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないことを認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

(派遣期間中の給与等)

第四十八条の五 任命権者は、機構との間で第四十八条の三第一項の取決めのするに当たつては、同項の規定により派遣される国の職員が機構から受ける特定業務に係る報酬等については、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、機構から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

(国家公務員共済組合法の特例)

第四十八条の六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「国共済法」という。)第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が派遣職員となつたときは、国共

済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、機構における特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができる。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の二第一項に規定する機構(以下「機構」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「機構の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「第九十九条第二項 同条第六項から第八項までの規定により読み替へて適用する場合を含む。」及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三

号」と、「並びに同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「及び同条第五項」と、「同条第五項」とあるのは「(同項」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」とする。

5 前項の場合において機構及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。(子ども・子育て支援法の特例)

第四十八条の七 派遣職員に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、機構を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。(国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任)

第四十八条の八 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律百五十二号)、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

(一)退職の職員の給与に関する法律の特例
第四十八条の九 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、機構における特定業務(当該特定業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第二項に規定する通勤(当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所

とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。(国家公務員退職手当法の特例)

第四十八条の十 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律百八十二号)の規定の適用については、機構における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が機構から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律百八十二号)の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第四十八条の十一 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)
第四十八条の十二 この法律に定めるもののほか、機構において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(機構の役員及び職員)の地位
第四十八条の十三 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 帰還環境整備推進法人
(帰還環境整備推進法人の指定)
第四十八条の十四 避難指示・解除区域市町村の長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は帰還環境整備の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、帰還環境整備推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 避難指示・解除区域市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を避難指示・解除区域市町村の長に届け出なければならない。

4 避難指示・解除区域市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。(推進法人の業務)
第四十八条の十五 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 帰還環境整備に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
二 次に掲げる事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
イ 避難解除等区域復興再生計画に第七條第二項第三号から第五号までに掲げる事項として定められた事業
ロ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に第十七条の二第二項第五号から第七号までに掲げる事項として記載された事業
ハ 帰還環境整備事業計画に第三十三條第二項第二号又は第三号に掲げる事項として記載された事業
三 前号イからハまでに掲げる事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
四 避難指示区域から避難している者からの委託に基づき、その者が所有する当該避難指示区域内の土地又は建築物その他の工作物の管理を行うこと。
五 帰還環境整備の推進に関する調査研究を行うこと。
六 帰還環境整備の推進に関する普及啓発を行うこと。
七 前各号に掲げるもののほか、帰還環境整備の推進のために必要な業務を行うこと。(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第四十八条の十六 公有地の拡大の推進に関する

法律(昭和四十七年)法律第六十六号(第四号)第一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務(同条第二号イからハまでに掲げる事業のうち公共施設の整備に関する事業に係るものに限り)の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第四十八条の十七 避難指示・解除区域市町村の長は、第四十八条の十五各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 避難指示・解除区域市町村の長は、推進法人が第四十八条の十五各号に掲げる業務を適正かつ確実な実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 避難指示・解除区域市町村の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四十八条の十四第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 避難指示・解除区域市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条の十八 国、福島県及び避難指示・解除区域市町村は、推進法人に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第五十四条第一項中「平成二十三年三月十一日

前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二條の二若しくは第二十七條の十五の登録又は同法第二條の六第一項若しくは第二十七條の十九第一項の変更登録に係るものに限る。)

に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)を「放射性物質汚染対処特措法」に改める。

第五十八条中「促進」の下に、「いじめの防止のための対策の実施」を加える。

第六十一条第三項中「第九十七條ただし書」を「第百二條ただし書」に改め、同条第四項中「以下」の下に「この節において」を加え、同条第八項中「当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。」を削る。

第六十九條第一項第五号中「第九條第二項、第十六條の二第一項若しくは第二項又は第二條の二若しくは第二十七條の十五の登録、同法第二條の六第一項若しくは第二十七條の十九第一項の変更登録又は同法第二條の六第四項、第九條第二項、第二十七條の十九第四項、第二十七條の二十

七第三項若しくは」に改め、同条第二項第五号中「第九條第二項又は第十六條の二第一項若しくは第二項」を「第二條の六第六項、第九條第二項、第二十七條の十九第四項又は第二十七條の二十七第三項」に改め、同項第六号中「電気事業法」の下に「第二條の二若しくは第二十七條の十五の登録、同法第二條の六第一項若しくは第二十七條の十九第一項の変更登録又は同法」を加える。

第七十條第一項中「認可」の下に、「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十條第六項の認可又は同法第二十條第三項の許可に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

同法第二條の二若しくは第二十七條の十五の登録又は同法第二條の六第一項若しくは第二十七條の十九第一項の変更登録

第七十條第三項中「第九條第二項又は第十六條の二第一項若しくは第二項」を「第二條の六第四項、第九條第二項、第二十七條の十九第四項又は第二十七條の二十七第三項」に改める。

第七十八條の次に次の一條を加える。
(商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置)

第七十八條の二 国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して福島で生産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八十條中「明らかに」を「正しく認識されていない」に改める。

第八十一條第一項中「第八十四條を」を「第八十六條に、及びロボット」を「、廃炉等(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第一條に規定する廃炉等をいう。以下同じ。)、ロボット及び農林水産業に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一號を加える。

四 第一号の区域内において、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット及び農林水産業に關する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の第二号の目標を達成するために必要な取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域(以下この号及び第八十八條において「福島国際研究産業都市区域」という。)を定める場合にあつては、次に掲げる事項

イ 福島国際研究産業都市区域の区域
ロ 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容

第八十一條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第八十四條若しくは第八十五條」を「第八十四條若しくは第八十五條に規定する措置又は第八十六條から第八十八條まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「関係市町村長」の下に「(重点推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び同項第一号イ又は第二号イの実施主体。次項において同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第四号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。
一 廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に關する研究開発を行う事業であつて、新たな産業の創出に寄与するもの(中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二條第一項に規定する中小企業者をいう。第八十四條において同じ。))が行うものに限る。に關する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体
ロ 当該事業の実施期間
ハ その他当該事業の実施に關し必要な事項
ニ ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に關する試験研究を行う事業に關する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体
ロ その他当該事業の実施に關し必要な事項
第八十二條中「第八十一條第五項」を「第八十一條第六項」に、「第八十一條第六項」を「第八十一條第七項」に、「第八十一條第三項から第七項まで」を「第八十一條第四項から第八項まで」に、「第

八十一条第五項を「第八十一条第六項」に、「第八十一条第五項各号」を「第八十一条第六項各号」に、「第八十一条第七項」を「第八十一条第八項」に改める。

第八十三条中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に、「次条及び第八十五条において」を「以下」に改める。

第九十五条第七項中「ほか、協議会」の下に「及び分科会」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「協議会」の下に「及び分科会」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

議長は、協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

第八章中第九十五条を第百条とし、第七章中第九十四条を第九十九条とし、第九十条から第九十三条までを五条ずつ繰り下げ、第八十九条を第九十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条 国は、特定避難指示区域市町村によつて特定避難指示区域への将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想を策定されているときは、当該構想を勘案して、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の当該構想に基づいて当該特定避難指示区域市町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

第九十四条 国は、避難指示・解除区域市町村への住民の円滑な帰還の促進及び避難指示・解除区域市町村における住民の生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ずるものとする。

平成二十九年五月十二日 参議院会議録第二十二号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

七条を第九十条とする。

第八十六条中「前三条」を「第八十三条から前条まで」に改め、第六章中同条を第八十九条とする。

第八十五条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(福島国際研究産業都市区域における取組の促進に係る連携の強化のための施策)

第八十八条 国は、福島国際研究産業都市区域における第八十一条第二項第四号に規定する取組を促進するため、福島地方公共団体相互間の広域的な連携の確保その他の国、地方公共団体、研究機関、事業者その他の関係者相互間の連携を強化するために必要な施策を講ずるものとする。

第八十四条中「及びロボット」を「、廃炉等、ロボット及び農林水産業」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十三条の次に次の二条を加える。

(特許料等の特例)

第八十四条 特許庁長官は、認定重点推進計画(第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ)に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明(当該認定重点推進計画に定められた同号口の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る)について、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明(当該認定重点推進計画に定められた同号口の実施期間の終了日から起算して

二年以内に出願されたものに限る)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求手数料を軽減し、又は免除することができる。

(国有施設の使用の特例)

第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八十一条第三項第二号に掲げる事項に係る部分に限る)に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(復興庁設置法の一部改正)

第三条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「生活環境整備事業」に

関すること」の下に、「同法第十七条の二第六項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関すること」を加え、「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七十四条を削る。

審査報告書

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月十日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長について、その任期の特例を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法案施行のため、別に費用を要しない。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

平成二十九年四月二十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律

- 1 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体...
2 前項の議決に係る議案は、特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会の議員又は委員会が、特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつては長が、それぞれ議案に提出することができ...
3 第一項の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならぬ。
4 第一項の地方公共団体は、同項の議決があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
5 地方自治法第七十九条第一項本文の規定は、第一項の議決に係る事件については、適用しない。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

水防法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十九年五月十一日

国土交通委員長 増子 輝彦
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、平成二十九年年度一般会計予算(国土交通省所管)に計上されている河川等災害復旧事業費等四百十六億四千万円の一部が充てられる。

水防法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十九年四月二十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

水防法等の一部を改正する法律案
水防法等の一部を改正する法律
(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十五条」に改める。

第七条第三項中「この項において」を削る。
第十四条第一項中「次条第一項において」を「以下」に改める。

第十五条第二項第二号中「第十五条の第三項」を「第十五条の第三第六項」に改め、同条第三項中「その他の者」の下に「(第十五条の十一において「住民等」という。)を加える。

第十五条の三第一項中「作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置く」に改め、

同条第二項中「作成し、又は自衛水防組織を置いたを」を作成したに、「当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項」及び「当該計画又は当該事項を」これに改め、同条に次の五項を加える。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の利用者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

第十五条の五の次に次の七条を加える。
(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域を含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域を含む市町村の長及び当該浸水被害軽減

地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の

管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることが出来る。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に關し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

とする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

第十九条中「属する者」の下に「並びに水防管理者から委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第二十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

第三十二条第三項中「第十九条中」を「第十九条第一項中」に改め、「及び消防機関に属する者」の下に並びに水防管理者から委任を受けた者を、「職員」との下に、「第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」とを加え、「同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とを削る。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

(河川法の一部改正)

第二条 河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

一 目次中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣の施行する工事等)

第十六条の四 国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長(以下この条及び第六十五条の三第一項において「都道府県知事等」という。)から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(同条において「都道府県等」という。)における河川の改良工事若しくは修繕(以下この項におい

て「改良工事等」という。)又は公共土木施設災害復旧事業費(昭和三十二年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この項及び第六十条第一項において単に「災害復旧事業」という。)に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事(いずれも高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の三において「特定河川工事」という。)を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定河川工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。

第二十条中「第十六条の三第一項」の下に「第十六条の四第一項」を加える。

第二十六条第三項並びに第二十七条第四項及び第六項中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第二章の三中第五十八条の十二を第五十八条の十三とし、第五十八条の十一を第五十八条の十二とする。

第五十八条の十第一項及び第二項中「前条各号」を「第五十八条の九各号」に改め、同条を第五十八条の十一とする。

第五十八条の九の次に次の一条を加える。(河川協力団体の河川管理者による援助への協力)

第五十八条の十 河川協力団体は、水防法第十五条の十二第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同条第一項に規定する必要な情報提供、助言その他の援助に関し協力するものとする。

第六十条第一項中「公共土木施設災害復旧事業費(昭和三十二年法律第九十七号)の規定の適用を受ける」を削る。

第六十五条の二の次に次の一条を加える。(国土交通大臣の施行する特定河川工事に要する費用)

第六十五条の三 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事(二級河川の修繕を除く。以下この項において同じ。)に要する費用は、政令で定めるところにより、国が負担金等相当額(都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該都道府県知事等が統括する都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県等が当該特定河川工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額を負担する。

2 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う二級河川の修繕に要する費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県等の負担とする。

3 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事により、前二項の費用の全部又は一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、

当該費用の全部又は一部を負担する都道府県は、その受益の限度において、当該都道府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

4 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事により、都道府県(その区域内に第一項又は第二項の費用の全部又は一部を負担する指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市に係る部分を除く。)が著しく利益を受ける場合においては、当該指定都市は、その受益の限度において、当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

5 第六十三条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 国土交通大臣が第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、国庫に納付しなければならぬ。この場合において、第三項又は第四項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、当該利益を受ける都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならぬ。

第六十八条第一項中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第六百条の三第一項第一号中「第十六条の三第一項」の下に、「第十六条の四第一項」を加え、「第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を「第五十八条の十一から第五十八条の十三まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第

二号中「第三十二条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正)

第三条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第八条第一項中「この条において」を削り、同項第四号中「警戒区域内」の下に「要配慮者利用施設」を、「利用する施設」の下に「をいう。」以下同じ。」を加え、「当該施設」及び「これらの施設」を「当該要配慮者利用施設」に改め、同条第二項中「同号に規定する施設」を「要配慮者利用施設」に改め、第三章同条の次に次の一条を加える。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理

者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用してゐる者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の三」に改め、第十二条第一項第二号ハ中「規定する水資源開発水系」の下に「(以下この号及び第十九条の二第一項において「水資源開発水系」という。)」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改

め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条の二第一項に規定する特定河川工事を行うこと。

第十九条の次に次の四条を加える。

(特定河川工事の代行)

第十九条の二 機構は、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下「都道府県知事等」という。)から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市における河川管理施設の改築若しくは修繕に関する工事(以下この項において「特定改築等工事」という。)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業に係る工事(以下この項において「特定災害復旧工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る政令で定める特定改築等工事又は当該河川管理施設に係る特定災害復旧工事(いずれも水資源開発水系に係るものであつて、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。以下「特定河川工事」という。)を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、河川法第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 機構は、前項の規定により特定河川工事を行う場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事等に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 機構は、第一項の規定により特定河川工事を行うおとすときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による特定河川工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(機構の意見の聴取)

第十九条の三 都道府県知事等は、前条の規定により機構が特定河川工事を行う河川について河川法第五項第六項の指定の変更又は廃止を行うおとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

(特定河川工事の廃止等)

第十九条の四 機構は、都道府県知事等の同意を得た場合でなければ、特定河川工事を廃止してはならない。

2 第十九条の二第四項の規定は、機構が特定河川工事を廃止した場合について準用する。

(河川管理施設及びその敷地である土地の権利の帰属)

第十九条の五 第十九条の二第四項の規定により完了の公示のあつた特定河川工事に係る河川管理施設及びその敷地である土地について機構が取得した権利は、その公示の日の翌日において国に帰属するものとする。

第二十二條第五項中「昭和二十六年法律第九十七号」を削る。

第三章第三節第三十条の次に次の見出し及び二条を加える。

(費用の負担又は補助)

第三十条の二 機構が第十九条の二第一項の規定により特定河川工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、政令で定めるところにより、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については同法第二条第三項に規定する補助事業者等と、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用については地方公共団体とみなす。

4 第一項の都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の三 機構が第十九条の四第一項の規定により特定河川工事を廃止したときは、当該特定河川工事に要した費用の負担については、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

第三十一条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第三十七条第二項第四号中「事項」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 特定河川工事に係る業務に関する事項については、国土交通大臣

第四十五条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第一号イ中「第十六条の三第一項」の下に、「第十六条の四第一項」を加え、「第五十八條の十から第五十八條の十二まで」を「第五十八條の十一から第五十八條の十三まで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三十二条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務

審査報告書

農業競争力強化支援法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月十一日

農林水産委員長 渡辺 猛之

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の農業が将来にわたつて維持され、持続的に発展するためには、「地域の特性に応じた農業資源と農業の担い手が効率的に組み合わされた農業構造を確立し、農業者の所得向上につなげていくこと」及び「良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ること」の両方が重要である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業の維持・発展は食料の安定供給と農村の持続的発展に欠かさないものであることから、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通

等の合理化を実現するための具体的な施策の実施に当たっては、多様な担い手の農業所得の増大に向けた取組が支援されるよう配慮すること。

二 農業者や農業生産関連事業を行う農協に対する本法第五条の適用に当たっては、農業者や農協による自主的な取組を基本とすること。

三 農協が担う協同組合の本来の機能である共同購入や共同販売の機能の強化に資するよう配慮して、農業資材の調達・農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化のための措置を講ずること。

四 国及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供に当たっては、種苗が国家戦略物資であることに鑑み、優れた品種が国外に流出することのないよう知的財産の保護を図るとともに、種苗が適正な価格で供給されるようにすること。

五 農業生産関連事業に係る事業再編及び事業参入の実施に当たっては、民間事業者の自発的な取組を尊重するとともに、特定の事業者の寡占により、良質で低廉な農業資材の確保が困難となるような弊害が生じることのないようにすること。

六 事業再編計画について、事業者がその雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、適切な運用を行うこと。また、政府においても、事業者の雇用する労働者について、労働者本人の意向に十分配慮しつつ、雇用の安定等を図るために必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

農業競争力強化支援法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

農業競争力強化支援法案

農業競争力強化支援法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を現するための施策(第八条―第十条)

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策(第十一条―第十五条)

第三節 施策の検討(第十六条)

第三章 事業再編又は事業参入を促進するための措置

第一節 事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針(第十七条)

第二節 事業再編に関する計画(第十八条―第二十条)

第三節 事業参入に関する計画(第二十一条―第二十三条)

第四節 支援措置

第一款 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等(第二十三条)

第二款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務(第二十四条)

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務(第二十五条―第二十六条)

第四款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務

(第二十七条―第三十条)

第五節 雑則(第三十一条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第五章 罰則(第三十七条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農業資材事業」とは、農業資材の生産又は販売の事業であつて、農業者が行うもの以外のものをいう。

2 この法律において「農産物流通等」とは、農産物(農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。)の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工をいう。

3 この法律において「農産物流通等事業」とは、農産物流通等の事業であつて、農業者が行うもの以外のものをいう。

4 この法律において「農業生産関連事業」とは、農業資材事業又は農産物流通等事業をいい、

「農業生産関連事業者」とは、農業生産関連事業を行う事業者をいう。

5 この法律において「事業再編」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受けその他主務省令で定める措置を行うものであること。

二 前号の措置に係る農業生産関連事業の全部又は一部の方式の変更であつて、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等(施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十八条第五項において同じ。)その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものであること。

6 この法律において「事業参入」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、農業生産関連事業を新たに行うことをいう。

7 この法律において「事業再編促進対象事業」とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の相当部分を担う事業者の生産性が低いことその他の事情により、事業再編の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいい、「事業再編促進対象事業者」とは、事業再編促進対象事業を行う事業者をいう。

8 この法律において「事業参入促進対象事業」とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の事業者の数が少数であることその他の事情により、事業参入の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいい、「事業参入促進対象事業者」とは、事業参入促進対象事業を新たに行動おうとする事業者をいう。

(国の責務)

第三条 国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有する。

(農業生産関連事業者等の努力)

第四条 農業生産関連事業者は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展することが、農業生産関連事業の発展につながることを踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資するよう取り組むとともに、その取組を持続的に行うよう努めるものとする。

2 政府関係金融機関及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「支援機構」という。)は、前項の取組を促進する観点から、農業生産関連事業者に対する資金供給を行うよう努めるものとする。

3 政府関係金融機関及び支援機構が前項の資金供給を行う場合においては、民間金融機関と連携するよう努めるものとする。

(農業者等の努力)

第五条 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組みよう努めるものとする。

2 農業者の組織する団体であつて農業経営の改善のための支援を行うものは、前項の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。

3 農業者の組織する団体であつて農業生産関連事業を行うもの(以下「農業者団体」という。)は、前条第一項の取組を行うに当たつては、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

(関係行政機関の連携協力)

第六条 主務大臣及び関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。第十七条第四項において同じ。)は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(留意事項)

第七条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策を講ずるに当たつては、農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、民間事業者の活力の発揮を促進し、適正な競争の下で農業生産関連事業者の健全な発展を図ることに留意するものとする。

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策
(農業資材事業に係る事業環境の整備)

第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 農業の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための

見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。

二 農業機械その他の農業資材の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、独立行政法人の試験研究機関、大学及び民間事業者の間の連携を促進すること。

三 農業資材であつてその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いものについて、地方公共団体又は農業者団体が行う当該農業資材の銘柄の数の増加と関連する基準の見直しその他の当該農業資材の銘柄の集約の取組を促進すること。

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。
(農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進等)

第九条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、農業資材事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第十条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、農業者が農業資材の調達を行い、又は農業者団体が農業者に供給する農業資材の調達を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容

易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策

第十一条 国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。
二 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

三 農産物流通等について、その業務の効率化に資するため、情報通信技術その他の技術の活用を促進すること。
(農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等)

第十二条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物流通等事業について、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 農産物の卸売又は小売の事業について、適正な競争の下で効率的な農産物の流通が行われることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
二 農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。

2 国は、前項各号に掲げる措置を講ずるに当

たつては、農業の健全な発展に資するため、農産物の取引の安定が確保されるよう配慮するものとする。

(農産物の直接の販売の促進)

第十三条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体による農産物の消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとする。

(農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化)
第十四条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

(農産物の品質等についての適切な評価)
第十五条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物の取引又は消費に際し、その品質、生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにするための措置を講ずるものとする。

第三節 施策の検討

第十六条 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表するものとする。

2 政府は、おおむね五年ごとに、前二節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項各号に掲げる措置を講ずるに当

第三章 事業再編又は事業参入を促進する
ための措置

第一節 事業再編又は事業参入の促進の
実施に関する指針

第十七条 主務大臣は、事業再編又は事業参入の
促進の実施に関する指針(以下「実施指針」とい
う。)を定めるものとする。

2 実施指針には、次に掲げる事項を定めるもの
とする。

一 事業再編の促進の実施に関する次に掲げる
事項

イ 事業再編促進対象事業の将来の在り方
ロ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産
物流通等の合理化の目標、事業再編による
生産性の向上の目標その他の事業再編促進
対象事業者による事業再編の目標の設定に
関する事項

ハ 事業再編促進対象事業者による事業再編
の実施方法に関する事項

二 その他事業再編に関する重要事項

二 事業参入の促進の実施に関する次に掲げる
事項

イ 事業参入促進対象事業の将来の在り方
ロ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産
物流通等の合理化の目標その他の事業参入
促進対象事業者による事業参入の目標の設
定に関する事項

ハ 事業参入促進対象事業者による事業参入
の実施方法に関する事項

二 その他事業参入に関する重要事項

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生
じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、実施指針を定め、又はこれを變
更しようとするときは、あらかじめ、関係行政

機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、実施指針を定め、又はこれを變
更したときは、遅滞なく、これを公表するもの
とする。

第二節 事業再編に関する計画

(事業再編計画の認定)

第十八条 事業再編促進対象事業者は、その実施
しようとする事業再編に関する計画(以下「事業
再編計画」という。)を作成し、主務省令で定め
るところにより、これを主務大臣に提出して、
その認定を受けることができる。

2 二以上の事業再編促進対象事業者がその事業
再編を共同して実施する場合にあつては、当該
二以上の事業再編促進対象事業者は、共同して
事業再編計画を作成し、前項の認定を受けるこ
とができる。

3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載す
るものとする。

一 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物
流通等の合理化の目標、事業再編による生産
性の向上の目標その他の事業再編の目標
二 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物
流通等の合理化の内容その他の事業再編の内容
及び実施期間
三 事業再編の実施に必要な資金の額及びその
調達方法
四 事業再編に伴う労務に関する事項

4 前項第二号に掲げる事項には、事業再編の実
施と併せて、施設の撤去又は設備の廃棄を行う
場合にあつては当該施設又は設備の種類を、事
業再編促進設備等の導入を行う場合にあつては
当該事業再編促進設備等の種類を、それぞれ記
載することができる。

5 前項の「事業再編促進設備等」とは、農業資材

又は農産物の生産又は販売の用に供する設備等
であつて、事業再編の促進に特に資するものと
して主務省令で定めるものをいう。

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場
合において、次の各号のいずれにも該当すると
認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切
なものであること。
二 当該事業再編計画に係る事業再編が良質か
つ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の
合理化の実現に資すると見込まれるものであ
ること。

三 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑か
つ確実に実施されると見込まれるものである
こと。
四 当該事業再編計画に係る事業再編が従業員
の地位を不当に害するものでないこと。
五 当該事業再編計画に係る事業再編が、国内
外の市場の状況に照らして、当該申請を行う
事業再編促進対象事業者とその行う事業再編
促進対象事業と同一の事業分野に属する事業
再編促進対象事業を行う他の事業再編促進対
象事業者との間の適正な競争を阻害するもの
でないこと。

六 当該事業再編計画に係る事業再編が一般消
費者及び他の事業者の利益を不当に害するも
のでないこと。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主
務省令で定めるところにより、当該認定に係る
事業再編計画の内容を公表するものとする。

(事業再編計画の変更等)
第十九条 前条第一項の認定を受けた事業再編促
進対象事業者(当該認定に係る事業再編計画に
従つて設立された法人を含む。以下「認定事業

再編事業者」という。)は、当該認定に係る事業
再編計画を変更しようとするときは、主務省令
で定めるところにより、主務大臣の認定を受け
るものとする。

2 主務大臣は、認定事業再編事業者が当該認定
に係る事業再編計画(前項の規定による変更の
認定があつたときは、その変更後のもの。以下
「認定事業再編計画」という。)に従つて事業再編
を実施していないと認めるときは、その認定を
取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第六項
各号のいずれかに該当しないものとなつたと認
めるときは、認定事業再編事業者に対して、当
該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその
認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消
しをしたときは、その旨を公表するものとな
す。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規
定による変更の認定について準用する。
(公正取引委員会との関係)

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の認定
(前条第一項の規定による変更の認定を含む。
第三項において同じ。)をしようとする場合にお
いて、当該認定に係る申請を行う事業再編促進
対象事業者の事業再編が、当該事業再編促進対
象事業者の行う事業再編促進対象事業の属する
事業分野における適正な競争を阻害するおそれ
があるものとして政令で定めるものに該当する
ときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該
認定に係る申請書の写しを送付し、協議するも
のとする。

2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の規定
による協議に当たっては、手続の迅速かつ適確

な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であつて主務大臣が第十八条第一項の規定をしたものに從つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業再編促進対象事業者間の適正な競争を阻害し、並びに一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害することとならぬよう、相互に緊密に連絡するものとする。

第三節 事業参入に関する計画 (事業参入計画の認定)

第二十一条 事業参入促進対象事業者は、その実施しようとする事業参入に関する計画(以下「事業参入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 以上の事業参入促進対象事業者がその事業参入を共同して実施する場合には、当該二以上の事業参入促進対象事業者は、共同して事業参入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業参入計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他事業参入の目標
- 二 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入の内容及び実施時期
- 三 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をしないものとする。

一 当該事業参入計画が実施指針に照らし適切

なものであること。

二 当該事業参入計画に係る事業参入が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。

三 当該事業参入計画に係る事業参入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業参入計画の内容を公表するものとする。

(事業参入計画の変更等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた事業参入促進対象事業者(当該認定に係る事業参入計画に從つて設立された法人を含む。以下「認定事業参入事業者」という。)は、当該認定に係る事業参入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けるものとする。

2 主務大臣は、認定事業参入事業者が当該認定に係る事業参入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業参入計画」という。)に從つて事業参入を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業参入計画が前条第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業参入事業者に対して、当該認定事業参入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第四節 支援措置

第一款 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等

第二十三条 農業生産関連事業者であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において「会社」という。)は、認定事業再編計画に從つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べべき旨を催告することができる。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項の規定による催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務

第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第七号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者 認定事業再編計画に從つて事業再編を実施するために必要な資金
二 認定事業参入事業者 認定事業参入計画に從つて事業参入を実施するために必要な資金
第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務 (資金の貸付け)

第二十五条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて当該各号に定めるもの(他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣が指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 認定事業再編事業者(中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号及び次条第一項において同じ。))に限る。
二 認定事業参入事業者(中小企業者に限る。)

認定事業再編計画に從つて事業再編を実施するために必要な資金(償還期限が十年を超えないものに限る。)

実施するために必要な資金(償還期限が十年を超えるものに限る。)

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一条第一

項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三号、第五十八号、第五十九号第一項、第六十四号第一項第四号、第七十三号第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条第二項第一号口及び第四十一条第二号	同項第五号	同法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十三号	同項第五号	農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十八号及び第五十九号第一項	この法律	この法律、農業競争力強化支援法
第六十四号第一項第四号	又は別表第二二号に掲げる業務	若しくは別表第二二号に掲げる業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
第七十三号第三号	同項第五号	同法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
別表第二第九号	又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
第十二条第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第 号)第二十五条第一項に規定する業務
第十二条第一項	掲げる業務	掲げる業務及び農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務

(債務の保証)

第二十六条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができ

一 認定事業再編事業者(中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。)が認定事業再編計画に従つて海外において事業再編を実施するために必要な長期の資金であつて農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。同号において同じ。)を行うこと。

二 認定事業参入事業者(中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。)が認定事業参入計画に従つて海外において事業参入を実施するために必要な長期の資金であつて農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの借入れに係る債務の保証を行うこと。

2 前項の規定による債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一条第二号の規定による公庫法別表第二四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第四款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支

(出資等)

第二十七条 支援機構は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号、第三十条において「支援機構法」という)第二十一条第一号から第十五号までに掲げ

る業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象事業再編等事業者(認定事業再編事業者及び認定事業参入事業者(以下「認定事業再編等事業者」という。))のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

二 支援対象事業再編等支援団体(認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体(以下「事業再編等支援団体」という。))のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。次号及び第八号において同じ。)に対する出資

三 支援対象事業再編等支援団体に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十一条に規定する基金をいう。)の抛出

四 支援対象事業再編等事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象事業再編等事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。))及び支援対象事業再編等事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象事業再編等事業者に対する金銭債権及び支援対象事業再編等事業者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象事業再編等事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

八 支援対象事業再編等支援団体が行う第二号の資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置

九 事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者に対する専門家の派遣

十 事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者に対する助言

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十二 事業再編及び事業参入並びに認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動(次条第一項において「事業再編等事業活動」という。)を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務(事業再編等支援基準)

第二十八条 農林水産大臣は、支援機構が事業再編等事業活動の支援(前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「事業再編等支援」という。)の対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下「事業再編等支援基準」という。)を定めるものとする。

2 事業再編等支援基準は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、事業再編等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業再編等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。)の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、事業再編等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(支援決定)

第二十九条 支援機構は、事業再編等支援を行おうとするときは、事業再編等支援基準に従つて、その対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するものとする。

2 支援機構は、事業再編等支援をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができ、(支援機構法の適用)

第三十条 第二十七条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第十六号、第二十四條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第二項及び第五項、第四十條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五條第二項の規定は、適用しない。

うとするときは、事業再編等支援基準に従つて、その対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するものとする。

2 支援機構は、事業再編等支援をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができ、(支援機構法の適用)

第三十条 第二十七条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第十六号、第二十四條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第二項及び第五項、第四十條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五條第二項の規定は、適用しない。

第六條第一項第六号	業務	業務及び農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第 号)第二十七條各号に掲げる業務
第十五條第一項第一号	第二十一條第一項第八号	第二十一條第一項第八号及び農業競争力強化支援法第二十七條第八号

第十五條第一項第二号	内容
第十五條第三項	支援対象事業活動支援団体
第二十一條第一項第十六号	前各号
第二十四條第一項	前条第一項
第二十四條第一項第一号	とき
第二十四條第一項	とき
第二十四條第一項	とき又は支援対象事業再編等事業者が事業再編(農業競争力強化支援法第二條第五項に規定する事業再編をいう。第二十七條及び第四十條において同じ)若しくは事業参入(同法第二條第六項に規定する事業参入をいう。第二十七條及び第四十條において同じ)を行わないとき
第二十四條第一項	とき又は支援対象事業再編等支援団体が認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき

第二十四條第一項 第三号及び第二項 並びに第二十五條 第一項及び第二項	又は支援対象事業活動支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象事業再編等事業者若しくは支援対象事業再編等支援団体
第二十六條	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象事業再編等事業者及び支援対象事業再編等支援団体
第二十七條	寄与する事業	寄与する事業並びに事業再編等支援その他の事業再編及び事業参入の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
第三十四條	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十七條	業務	業務及び農業競争力強化支援法第二十七條各号に掲げる業務
第三十九條第一項	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十九條第二項	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十九條第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象事業再編等支援団体
第四十條	、対象事業活動 支援対象事業活動支援団体	、対象事業活動並びに事業再編及び事業参入 支援対象事業活動支援団体又は支援対象事業再編等支援団体
第四十六條	対象事業活動支援団体	対象事業活動支援団体並びに認定事業再編等事業者及び事業再編等支援団体
第四十七條	第三十九條第一項	農業競争力強化支援法第三十條の規定により読み替えて適用する第三十九條第一項
第四十八條第九号	第三十九條第二項	農業競争力強化支援法第三十條の規定により読み替えて適用する第三十九條第二項
第三十四條第二項	農業競争力強化支援法第三十條の規定により読み替えて適用する第三十四條第二項	<p>第五節 雑則</p> <p>(情報の収集、整理及び提供)</p> <p>第三十一條 国は、事業再編又は事業参入の促進に資するよう、これらの取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(雇用の安定等)</p> <p>第三十二條 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 国は、認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4 国は、前二項の労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>5 国は、認定事業再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第三十三條 国は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、事業再編又は事業参入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第三十四條 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第三十五條 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、第六條及び第十七條に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣とする。</p> <p>一 事業再編計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業再編計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣</p> <p>二 事業参入計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣</p> <p>2 この法律における主務省令は、農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令とする。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十六條 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第三十七條 第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>第三十八條 第二十九條第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかった場合に</p>

平成二十九年五月十二日 参議院會議録第二十二号 農業競争力強化支援法案

は、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十六条第一項の規定による最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行うものとする。

2 第十六条第二項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十三号を第二十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。」

十六 農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第 号)第二十四条の規定による

債務の保証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「及び第十五号」を「第十五号及び第十六号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十六号及び第十七号」を「第十五条第一項第十七号及び第十八号」に、

「同条第一項第二十二号」を「同条第一項第二十三号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項第十八号から第二十一号まで」を「第十五条第一項第十九号から第二十二号まで」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改め、同項第二号中「業務及び」を「業務、」に改め、「除く。」の下に「及び同項第十六号に掲げる業務」を加え、

「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条第一項第二十三号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改める。

第二十一条第一項中「及び第十五号」を、「第十五号及び第十六号」に改める。

第二十二条第一項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十八号から第二十一号まで」を「第十五条第一項第十九号から第二十二号まで」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十六号並びに第十七号」を「第十七号並びに第十八号」に改める。

審査報告書

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月十一日

環境委員長 森 まさこ
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土壌汚染に関する適切な管理を推進するため、土壌汚染状況調査の実施契機の拡充を図るとともに、都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善、汚染土壌処理業の許可基準の厳格化及び承継規定の整備、有害物質使用特定施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 土壌汚染対策法の一部を改正する法律

第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

びに」を加える。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に、「前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項を、指定調査機関に前条第一項に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

第五条第一項中「及び前条第二項」を「並びに前条第二項及び第三項本文」に改める。

第十四条第一項中「第四条第二項」を「第四条第三項本文」に改め、「受けない土地」の下に「(第四条第二項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があつた土地を除く。)」を加える。

第十五条第一項中「及び」を「形質変更時要届出区域の台帳、第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された」に改める。

第二十二条第三項第二号ハを次のように改める。

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律(平成三年法律第七十七号)第二
二条第六号に規定する暴力団員又は同号
に規定する暴力団員でなくなつた日から
五年を経過しない者(トにおいて「暴力団
員等」といふ。)

第二十二条第三項第二号に次のように加え
る。

二 営業に關し成年者と同一の行為能力を
有しない未成年者でその法定代理人が
イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの
ホ 法人でその役員又は政令で定める使用
人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該
当する者のあるもの

へ 個人で政令で定める使用人のうちに
イ、ロ又はハのいずれかに該当する者の
あるもの
ト 暴力団員等がその事業活動を支配する
者

第二十五条第一号中「ハ」の下に「からトまで」
を加える。

第二十七条の次に次の三条を加える。
(譲渡及び譲受)

第二十七条の二 汚染土壌処理業者が当該汚染
土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及
び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道
府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、
譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継す
る。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認に
ついて準用する。
(合併及び分制)

第二十七条の三 汚染土壌処理業者である法人
の合併の場合(汚染土壌処理業者である法人
と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場

合において、汚染土壌処理業者である法人が
存続するときを除く。又は分割の場合(当該
汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限
る。)において当該合併又は分割について都道
府県知事の承認を受けたときは、合併後存続
する法人若しくは合併により設立された法人
又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を
承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を
承継する。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認に
ついて準用する。
(相続)

第二十七条の四 汚染土壌処理業者が死亡した
場合において、相続人(相続人が二人以上あ
る場合において、その全員の同意により当該
汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定し
たときは、その者。以下この項、次項及び第
四項において同じ。)が当該汚染土壌処理業を
引き続き行おうとするときは、その相続人
は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県
知事に申請して、その承認を受けなければな
らない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合にお
いては、被相続人の死亡の日からその承認を
受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける
日までは、被相続人に対してした第二十二
条第一項の許可は、その相続人に対してしたも
のとみなす。

3 第二十二条第三項(第二号ホに係る部分
を除く。)の規定は、第一項の承認について準用
する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人
に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する。
第三十五条中「変更しようとするとき」を「変

更したとき」に、「変更しようとする日の十四日
前までに」を「遅滞なく」に改める。

第五十五条及び第五十七条第二号中「第四
条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第六十一条第一項中「状況」の下に「及びその
汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそ
れ」を加え、同条第二項中「第四条第二項」を「第
四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加
える。
(有害物質使用特定施設を設置していた者に
よる土壌汚染状況調査への協力)

第六十一条の二 有害物質使用特定施設を設置
していた者は、当該土地における土壌汚染状
況調査を行う指定調査機関に対し、その求め
に応じて、当該有害物質使用特定施設におい
て製造し、使用し、又は処理していた特定有
害物質の種類等の情報を提供するよう努める
ものとする。
第六十五条第一号中「第四条第二項」を「第四
条第三項」に改める。

第二条 土壌汚染対策法の一部を次のように改正
する。
第二条第二項中「次条第一項」の下に「及び第
八項」を加える。

第三条に次の二項を加える。
第三項ただし書の確認に係る土地の所有者
等は、当該確認に係る土地について、土地の
掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の
形質の変更」といふ。)をし、又はさせるとき
は、あらかじめ、環境省令で定めるところに
より、当該土地の形質の変更の場所及び着手
予定日その他環境省令で定める事項を都道府
県知事に届け出なければならない。ただし、
次に掲げる行為については、この限りでな

い。
一 軽易な行為その他の行為であつて、環境
省令で定めるもの
二 非常災害のために必要な応急措置として
行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を
受けた場合は、環境省令で定めるところによ
り、当該土地の土壌の特定有害物質による汚
染の状況について、当該土地の所有者等に対
し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指
定する者(以下「指定調査機関」といふ。)に同
項の環境省令で定める方法により調査させ
て、その結果を都道府県知事に報告すべき旨
を命ずるものとする。
第四条第一項中「土地の掘削その他の」及び
「(以下「土地の形質の変更」といふ。))」を削り、
第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同
号の前に次の一号を加える。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地に
ついての土地の形質の変更
第四条第二項中「前条第一項の環境大臣又は
都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機
関」といふ。))」に同項を「指定調査機関に前条第
一項」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項本文」の下に
「及び第八項」を加える。
第七条を次のように改める。
(汚染除去等計画の提出等)
第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定を
したときは、環境省令で定めるところによ
り、当該汚染による人の健康に係る被害を防
止するため必要な限度において、要措置区域
内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域
内において講ずべき汚染の除去等の措置及び

その理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画(以下「汚染除去等計画」という)を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であつて、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- 一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置(次条第一項において「指示措置」という。)及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等(この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者)が講じようとする措置(以下「実施措置」という。)
- 二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期
- 三 その他環境省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができ
- 3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項

各号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

- 4 都道府県知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準(次項において「技術的基準」という。)に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができ
- 5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。
- 6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間(前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間)を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講じなければならない。
- 8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講じていないと認めるときは、その者

対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができ

- 9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができ

措置」に改める。

- 第九条第一号中「指示措置等」を「汚染除去等計画に基づく実施措置」に改める。
- 第十条中「第四条第一項」を「第三条第七項及び第四条第一項」に、「指示措置等」を「汚染除去等計画に基づく実施措置」に改める。
- 第十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更
 - イ 土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
 - ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更
- 第十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
- 4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行つた当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 第十三条中「第四条第一項」を「第三条第七項及び第四条第一項」に改める。
- 第十四条第一項中「第三条第一項本文」の下に

「及び第八項を加え、「及び」を「並び」に改める。

第十六条第一項第四号中「及び当該汚染土壤を処理する者」を削り、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「汚染土壤」の下に「を処理する場合にあっては、当該汚染土壤」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 当該汚染土壤を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地

八 当該汚染土壤を第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要届出区域等の所在地

第十六条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該汚染土壤を処理する場合にあっては、当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称

第十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域
ロ 当該自然由来等土壤があった土地の地

質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

三 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要届出区域等において、一の要届出区域から搬出された汚染土壤を他の要届出区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

第十八条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壤」とは、当該区域内の汚染土壤をいう。

第十九条第二号中「同条第二項を」同条第三項に改める。
第二十條に次の一項を加える。

9 前各項の規定は、汚染土壤を他人に第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第一項中「(当該委託が汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該汚染土壤を土地の形質の変更に使用する者)」と、

「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第三項中「処理を受託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第四項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。）」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者(以下「土壤使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第五項中「運搬又は処理を終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第六項中「委託に係る汚染土壤の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壤使用者」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「前条第三項」の下に「(同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「受託していない」の下に「又は汚染土壤を土地の形質の変更に使用しない」を、「前条第四項」の下に「(同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「又は処理受託者」を「処理受託者又は汚染土壤を第十八条第一項第二号若しくは第三号に規定する土地の形質の変更に使用する者」に、「又は処理を終了」を「若しくは処理を終了していない又は汚染土壤を土地の形質の変更に使用しない」に改め、「第四項」の下に「これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条の四の次に次の一条を加える。
(国等が行う汚染土壤の処理の特例)
第二十七条の五 国又は地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一

項の規定による港務局を含む。)(以下この条において「国等」という。)が行う汚染土壤の処理の事業については、第二十二條第一項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的統替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一号中「において汚染の除去等の措置を」に係る汚染除去等計画の作成又は変更をし、当該汚染除去等計画に基づく実施措置に改め、同条第一号ロ中「における汚染の除去等の措置を」に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置に改める。

第五十五条中「第三条第四項」の下に「若しくは第八項を加え、」第七條第四項又は第十二條第四項を「第七條第二項、第四項若しくは第八項又は第十二條第五項に改める。

第五十七條第二号中「第三条第四項」の下に「及び第八項」を加え、「第七條第四項、第十二條第四項」を「第七條第二項、第四項及び第八項、第十二條第五項に、「及び」を「並び」に改め、同条第九号中「第七條第五項の指示措置」を「第七條第十項の汚染の除去等の措置」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 第十二條第一項第一号の確認に関する事務

第六十五条第一号中「第三条第四項」の下に「若しくは第八項」を加え、「第七條第四項、第十二條第四項」を「第七條第二項、第四項若しくは第八項、第十二條第五項」に改め、同条第二

号中「第九条」を「第七条第六項又は第九条」に改める。

第六十六条第一号中「第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第二項」を「若しくは第七項」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号中「第八項」の下に「これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第二十條第三項後段」の下に「同条第九項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第四項」の下に「これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「同条第二項」の下に「同条第九項において準用する場合を含む。」及び第九項を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

三 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する搬出をした者

第六十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十八条中「前条第二号」を「前条第三号」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第四条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

(汚染の除去等の措置等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の土壤汚染対策法(次項において「旧法」という。)第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置に要した費用の請求については、なお従前の例による。

(汚染土壤の搬出時の届出に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の土壤汚染対策法(附則第七条において「新法」という。)第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同項に規定する汚染土壤を当該要措置区域等(同項に規定する要措置区域等をいう。)外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。)について適用する。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百五十六条のうち土壤汚染対策法第八条第二項の改正規定中「指示措置等」を「実施措置」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二五名

- | | |
|--------|--------|
| 足立 敏之君 | 阿達 雅志君 |
| 愛知 治郎君 | 青木 一彦君 |
| 青山 繁晴君 | 赤池 誠章君 |
| 朝日健太郎君 | 有村 治子君 |
| 井上 義行君 | 井原 巧君 |
| 石井 準一君 | 石井 浩郎君 |
| 石井 正弘君 | 石井みどり君 |
| 石田 昌宏君 | 磯崎 仁彦君 |
| 磯崎 陽輔君 | 猪口 邦子君 |
| 今井絵理子君 | 岩井 茂樹君 |
| 宇都 隆史君 | 上野 通子君 |
| 江島 潔君 | 衛藤 晟一君 |
| 小川 克巳君 | 小野田紀美君 |
| 尾辻 秀久君 | 大家 敏志君 |
| 大沼みずほ君 | 大野 泰正君 |
| 太田 房江君 | 岡田 直樹君 |
| 岡田 広君 | 片山さつき君 |
| 金子原二郎君 | 木村 義雄君 |
| 北村 経夫君 | こやり隆史君 |
| 古賀友一郎君 | 上月 良祐君 |
| 鴻池 祥肇君 | 佐藤 啓君 |
| 佐藤 信秋君 | 佐藤 正久君 |
| 酒井 庸行君 | 山東 昭子君 |
| 自見はなこ君 | 島田 三郎君 |
| 島村 大君 | 進藤金日子君 |
| 末松 信介君 | 関口 昌一君 |
| そのだ修光君 | 高階恵美子君 |
| 高野光二郎君 | 高橋 克法君 |
| 滝沢 求君 | 滝波 宏文君 |
| 武見 敬三君 | 柘植 芳文君 |

塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
中山 恭子君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君

石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
風間 直樹君	神本美恵子君
川合 孝典君	川田 龍平君
小西 洋之君	小林 正夫君
古賀 之士君	齋藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	杉尾 秀哉君
田名部匡代君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 燮二君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞敷君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	平山佐知子君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君
森本 眞治君	矢田わか子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君

反対者氏名

横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
渡辺 喜美君	アノトニ才猪木君
行田 邦子君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	郡司 彰君
山口 和之君	

賛成者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	森 ゆうこ君
山本 太郎君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	

日程第二 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君

井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
中山 恭子君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君

西田 昌司君	野上浩太郎君	小林 正夫君	古賀 之士君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	小川 克巳君	小野田紀美君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	齋藤 嘉隆君	櫻井 充君	渡辺 喜美君	青木 愛君	尾辻 秀久君	大家 敏志君
長谷川 岳君	橋本 聖子君	芝 博一君	榛葉賀津也君	木戸口英司君	福島みずほ君	大沼みずほ君	大野 泰正君
林 芳正君	平野 達男君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	森 ゆうこ君	山本 太郎君	太田 房江君	岡田 直樹君
福岡 資麿君	藤井 基之君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	アノト才猪木君	行田 邦子君	岡田 広君	片山さつき君
藤川 政人君	藤木 眞也君	長浜 博行君	難波 奨二君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君	金子原二郎君	木村 義雄君
古川 俊治君	堀井 巖君	野田 国義君	羽田雄一郎君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	北村 経夫君	こやり隆史君
舞立 昇治君	牧野たかお君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	郡司 彰君	山口 和之君	古賀友一郎君	上月 良祐君
松川 るい君	松下 新平君	浜口 誠君	浜野 喜史君			鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
松村 祥史君	松山 政司君	平山佐知子君	福山 哲郎君	反对者氏名	一四名	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
丸川 珠代君	丸山 和也君	藤末 健三君	藤田 幸久君	井上 哲士君	市田 忠義君	酒井 庸行君	山東 昭子君
三木 亨君	三原じゅん子君	舟山 康江君	真山 勇一君	岩渕 友君	紙 智子君	自見はなこ君	島田 三郎君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	吉良よし子君	倉林 明子君	島村 大君	進藤金日子君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	宮沢 由佳君	森本 真治君	小池 晃君	田村 智子君	末松 信介君	関口 昌一君
宮島 喜文君	宮本 周司君	矢田わか子君	柳田 稔君	大門実紀史君	武田 良介君	そのだ修光君	高階恵美子君
元榮太一郎君	森 まさこ君	吉川 沙織君	蓮 舫君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	高野光二郎君	高橋 克法君
森屋 宏君	柳本 卓治君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	山下 芳生君	山添 拓君	滝沢 求君	滝波 宏文君
山崎 正昭君	山下 雄平君	石川 博崇君	魚住裕一郎君			武見 敬三君	高橋 宏文君
山田 修路君	山田 俊男君	河野 義博君	熊野 正土君	日程第三 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		塚田 一郎君	高橋 克法君
山田 宏君	山谷えり子君	佐々木さやか君	里見 隆治君	賛成者氏名	二三八名	堂故 茂君	徳茂 雅之君
山本 一太君	山本 順三君	杉 久武君	高瀬 弘美君	足立 敏之君	阿達 雅志君	豊田 俊郎君	中泉 松司君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	竹谷とし子君	谷合 正明君	愛知 治郎君	青木 一彦君	中川 雅治君	中曾根弘文君
和田 政宗君	渡辺 猛之君	長沢 広明君	新妻 秀規君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	中西 健治君	中西 哲君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君	西田 実仁君	浜田 昌良君	朝日健太郎君	有村 治子君	中西 祐介君	中野 正志君
足立 信也君	相原久美子君	平木 大作君	三浦 信祐君	井上 義行君	井原 巧君	中山 恭子君	長峯 誠君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	石井 準一君	石井 浩郎君	二之湯 智君	二之湯武史君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	山口那津男君	山本 香苗君	石井 正弘君	石井みどり君	西田 昌司君	野上浩太郎君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	山本 博司君	横山 信一君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
小川 勝也君	小川 敏夫君	若松 謙維君	浅田 均君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
大島九州男君	大塚 耕平君	東 徹君	石井 章君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	林 芳正君	平野 達男君
大野 元裕君	風間 直樹君	石井 苗子君	片山 大介君	宇都 隆史君	上野 通子君	福岡 資麿君	藤井 基之君
神本美恵子君	川合 孝典君	片山虎之助君	儀間 光男君	江島 深君	衛藤 晟一君	藤川 政人君	藤木 眞也君
川田 龍平君	小西 洋之君	清水 貴之君	高木かおり君			古川 俊治君	堀井 巖君

平成二十九年五月十二日 参議院會議録第二十二号 投票者氏名

舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
溝手 顯正君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	風間 直樹君
神本美恵子君	川合 孝典君
川田 龍平君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君

白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
平山佐知子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
舟山 康江君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
宮沢 由佳君	森本 真治君
矢田わか子君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	熊野 正土君
佐々木さやか君	里見 隆治君
杉 久武君	高瀬 弘美君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 哲士君
市田 忠義君	岩淵 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君

反対者氏名

藤巻 健史君	室井 邦彦君
渡辺 喜美君	青木 愛君
木戸口英司君	福島みずほ君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
アノ二才猪木君	行田 邦子君
松沢 成文君	薬師寺みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	山口 和之君

○名

日程第四 農業競争力強化支援法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君

北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
中山 恭子君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君

三宅 伸吾君	水落 敏栄君	反对者氏名	七二名	賛成者氏名	二二一名	高野光二郎君	高橋 克法君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	足立 信也君	相原久美子君	福島みずほ君	阿達 雅志君	滝沢 二郎君	滝波 宏文君
宮島 喜文君	宮本 周司君	有田 芳生君	伊藤 孝恵君	山本 太郎君	青木 一彦君	滝沢 求君	柘植 芳文君
元榮太一郎君	森 まさこ君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	糸数 慶子君	赤池 誠章君	武見 敬三君	鶴保 庸介君
森屋 宏君	柳本 卓治君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	郡司 彰君	有村 治子君	塚田 一郎君	徳茂 雅之君
山崎 正昭君	山下 雄平君	小川 勝也君	小川 敏夫君	森 ゆうこ君	井原 巧君	堂故 茂君	中泉 松司君
山田 修路君	山田 俊男君	大島九州男君	大塚 耕平君	伊波 洋一君	石井 浩郎君	豊田 俊郎君	中曾根弘文君
山田 宏君	山谷えり子君	大野 元裕君	風間 直樹君	山本 太郎君	石井 正弘君	中川 雅治君	中西 健治君
山本 一太君	山本 順三君	神本美恵子君	川合 孝典君	山本 太郎君	石井 準一君	中西 祐介君	中西 正志君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	川田 龍平君	小西 洋之君	山本 太郎君	井上 義行君	中山 恭子君	長峯 誠君
和田 政宗君	渡辺 猛之君	小林 正夫君	古賀 之士君	朝日健太郎君	石井 義行君	二之湯 智君	二之湯 武史君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君	齋藤 嘉隆君	櫻井 充君	井上 義行君	石井 準一君	西田 昌司君	野上浩太郎君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	芝 博一君	榛葉賀津也君	石井 準一君	石井 浩郎君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	石井 正弘君	石井 みどり君	長谷川 岳君	林 芳正君
河野 義博君	熊野 正士君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	平野 達男君	福岡 資麿君
佐々木さやか君	里見 隆治君	長浜 博行君	難波 獎二君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	藤井 基之君	藤川 政人君
杉 久武君	高瀬 弘美君	野田 国義君	羽田雄一郎君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤木 眞也君	古川 俊治君
竹谷とし子君	谷合 正明君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	宇都 隆史君	上野 通子君	堀井 巖君	舞立 昇治君
長沢 広明君	新妻 秀規君	浜口 誠君	浜野 喜史君	江島 潔君	衛藤 晟一君	牧野たかお君	松川 るい君
西田 実仁君	浜田 昌良君	平山佐知子君	福山 哲郎君	小川 克巳君	小野田紀美君	松下 新平君	松村 祥史君
平木 大作君	三浦 信祐君	藤末 健三君	藤田 幸久君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松山 政司君	丸川 珠代君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	舟山 康江君	真山 勇一君	大沼みずほ君	大野 泰正君	丸山 和也君	三木 亨君
山口那津男君	山本 香苗君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	岡田 房江君	岡田 直樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
山本 博司君	横山 信一君	宮沢 由佳君	森本 真治君	岡田 広君	片山さつき君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
若松 謙維君	浅田 均君	矢田わか子君	柳田 稔君	金子原二郎君	木村 義雄君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
東 徹君	石井 章君	吉川 沙織君	蓮 舫君	北村 経夫君	こやり隆史君	宮本 周司君	元榮太一郎君
石井 苗子君	片山 大介君	井上 哲士君	市田 忠義君	古賀友一郎君	上月 良祐君	森 まさこ君	森屋 宏君
片山虎之助君	儀間 光男君	岩淵 友君	紙 智子君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
清水 貴之君	高木おかり君	吉良よし子君	倉林 明子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山下 雄平君	山田 修路君
藤巻 健史君	室井 邦彦君	小池 晃君	田村 智子君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山田 俊男君	山田 宏君
渡辺 喜美君	アノ二才猪末君	大門実紀史君	武田 良介君	自見はなこ君	島田 三郎君	山谷えり子君	山本 一太君
行田 邦子君	松沢 成文君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	島村 大君	進藤金日子君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
薬師寺みちよ君	山口 和之君	山下 芳生君	山添 拓君	末松 信介君	関口 昌一君	吉田 博美君	和田 政宗君
		青木 愛君	木戸口英司君	そのだ修光君	高階恵美子君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君

渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
風間 直樹君	神本美恵子君
川合 孝典君	川田 龍平君
小西 洋之君	小林 正夫君
古賀 之士君	齋藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	杉尾 秀哉君
田名部匡代君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 奨二君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	平山佐知子君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 紡君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君

反対者氏名

三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	渡辺 喜美君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	森 ゆうこ君
山本 太郎君	アノ二才猪木君
行田 邦子君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	郡司 彰君
山口 和之君	

一六名

井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門美紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
伊波 洋一君	糸数 慶子君

平成二十九年五月十二日 参議院会議録第二十二号 投票者氏名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三三六円 三三〇円